

○財務省告示第四百一号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十一年十一月二十四日に発行した政府短期証券
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十二月九日

財務大臣 藤井裕久

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
九
十
五
条
第
一
項、第百三十六条第
一
項及び第百三十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

三 振替法の適用等

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|--------|-------------|----------|----------------|------|-----|-----|------|---------|---------------|-------------------|-------------------------------|
| 十六 | 十五 | 十四 | 十三 | | 十二 | | | | 口 | | イ | 十一 | 十 |
| 払者入場元償 | 込者入場元償 | 込者入場元償 | 込者入場元償 | | 償還 | 争入札発 | 非格競 | 者第I | 特別参加 | 国債市場 | 入札発行 | 価格競争 | 発行行 |
| 込者入場元償 | 込者入場元償 | 込者入場元償 | 込者入場元償 | | 償還 | 争入札発 | 非格競 | 者第I | 特別参加 | 国債市場 | 入札発行 | 価格競争 | 発行行 |
| 日 | 日 | 日 | 日 | | 限 | 発 | 競 | I | 場 | | 行 | 格 | 日 |
| 平成二十一年十一月二十四日 | 財務大臣から通知を受けた者 | 日本銀行 | 額面金額百円につき百円 | 償還金を支払う。 | ただし、償還期が銀行休業日に | | | | | 十五銭九厘三毛 | 募価額百円につき九十九円九 | 十五銭九厘以上のそれぞれ九十九円九 | 平成二十一年十一月二十四日 |
| | | | | | | | | | | | | | の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。 |